

一般財団法人藤野家住宅保存会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人藤野家住宅保存会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、典型的な大塀造の町家の秀作である藤野家住宅を維持・保存、公開及び活用し、これを後世に残すとともに、学術及び文化の振興及び発展並びに地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 藤野家住宅及び庭園の維持・保存、公開及び活用
- (2) 藤野家伝来の調度類及び什器の維持・保存、公開及び活用
- (3) 藤野家住宅の資料の収集、整理及び保存
- (4) 藤野家住宅に関する町家文化研究者への研究場所及び資料の提供
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業及び前各号に関連する事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために抛出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、第43条第2項に定める理事会の決議をもって定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産については、第4条第1号から第5号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、第43条第2項に定める理事会の決議により別に定める寄付金等取扱規定による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、第43条第2項に定める理事会の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、第43条第2項に定める理事会の決議により別に定める基本財産管理規定によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、第43条第2項に定める理事会の決議により別に定める財産管理運用規定に従い、理事長が行う。ただし、基本財産を含む重要な財産の処分及び譲受けについては、あらかじめ第43条第2項に定める理事会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、第43条第2項に定める理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、第43条第2項に定める理事会の決議による承認を経て、定時評議委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第43条第2項に定める理事会の決議を得なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規定によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、第43条第2項に定める理事会の決議により別に定める取扱規定による。

第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員6名以上7名を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、親族関係を有する者及び令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある者の数が評議員のうちを占める割合は、3分の1以下であること。
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、この法人の理事と親族関係を有する者及び令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある者の合計数並びにこの法人の監事と親族関係を有する者及び令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 評議員は、この法人若しくはその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に定める事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了するときまでとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条に定める員数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 18 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の各号の事項を決議する。

(1) 評議員及び役員の選任及び解任

(2) 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の収支予算（事業計画を含む。）、事業報告及び決算の承認

(5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(6) 公益目的事業の全部の廃止

(7) 合併及び事業の全部若しくは一部の譲渡

(8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 21 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第 2 項を請求した評議員は、次の各号の場合には、裁判所の許可を得て、評議員

会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする収集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び事案の概要を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長は、評議員会において選定する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、第19条第2項第3号、第7号その他一般法人法第189条第2項に定める事項等の法令で定める事項及びこの定款で特に決議要件を加重する旨を定める事項を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員、理事及び監事は、前項の議事録に記名・押印する。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

① 理事 6名以上7名

② 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 各理事(清算人を含む。以下この項において同じ。)について、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行令第4条及び法人税法施行規則第2条の2でそれぞれ定める特別の関係又は特殊の関係のある理事の合計数の理事の総数に占める割合は、3分の1を超えてはならない。

5 理事のうち、親族関係を有する者及び令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある者の数が理事のうち占める割合は、3分の1以下でなければならない。

6 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数の理事の総数に占める割合は、3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 各監事について、当該監事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他の当該監事と認定法施行令第4条で定める特別の関係のある監事並びに相互に親族関係を有することその他令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある監事は、含まれてはならない。

8 監事には、この法人の理事(当該理事と親族関係を有する者及び令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある者を含む。)、この法人の評議員(当該評議員と親族関係を有する者及び令和2年5月1日現在において効力を有する「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号」に掲げる特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人並びに他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である監事が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の職務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第36条 理事が次の各号に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第47条の理事会運営規則に定めるところによるものとする。

(責任の免除または限定)

第37条 この法人は、役員的一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事長以外の理事及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等一般法人法第181条第1項に定める事項の決定
- (2) 理事会規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事長の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (5) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 第37条1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款で特に決議要件を加重する旨を定める事項を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の各号に掲げる事項の決議については、理事の現在数の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 収支予算(事業計画を含む。)
- (2) 決算

- (3) 重要な財産(基本財産を含む。)の処分及び譲受け
- (4) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金をのぞく。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事業の一部の譲渡
- (6) 公益目的以外の事業に関する重要な事項

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 会員

(会員の定め)

第48条 この法人の目的に賛同する個人又は団体を、会員とすることができる。

2 会員に関することは、理事会で別に定める会員規程によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により変更することができる。第3条に定める目的及び第15条に定める評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由その他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 この法人が公益認定を受けた後において、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益社団法人、公益財団法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第53条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第54条 この法人は剰余金の分配を行わない。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、活動内容、財務資料等に関する情報を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、法令の定めるところにより次の各号の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款

- (2) 事業報告
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (9) 監査報告書
 - (10) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (12) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項のほか事務所には、法令の定めるところにより次の各号の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に掛る同意書若しくは同意の電磁的記録 評議員及び債権者
 - (2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に掛る同意書若しくは同意の電磁的記録 評議員及び裁判所の許可を得た債権者
 - (3) 会計帳簿 評議員

（個人情報保護）

第 59 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附 則

（設立時評議員）

第 60 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	井上	勝彦
	北川	洋一
	鈴木	康久
	曾和	治好
	高嶋	学
	友田	恵子
	宮田	博之

（設立時役員）

第 61 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 藤野 正弘
南部 孝男
日下田 貴政
福島 重典
藤井 真知子
藤野 正也
森本 純代

設立時代表理事 藤野 正弘
設立時監事 辻 貞旨
中山 麻衣子

(設立者)

第 62 条 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立者 藤野 正弘

京都市中京区高倉通竹屋町上る坂本町 7 0 6

(最初の事業年度)

第 63 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(法令の準拠)

第 64 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人藤野家住宅保存会の設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

設立者 藤野 正弘 印

(財産目録)

財産種別 現金

価 額 3 0 0 万円

附則

令和 2 年 6 月 7 日改訂